

# 令和元年 第2回 理事会

日時：令和元年7月30日（火） 午前10時～  
場所：春日井市役所南館4階 第3委員会室

春日井市土地開発公社

## 議 事 日 程

1 理事長の選出

2 議事録署名人の選出

3 議案審議

第5号議案 平成30年度春日井市土地開発公社決算について

第6号議案 春日井市土地開発公社情報公開規程の一部を改正する規程について

第7号議案 春日井市土地開発公社個人情報保護規程の一部を改正する規程について

4 その他

第5号議案

平成30年度春日井市土地開発公社決算について

平成30年度春日井市土地開発公社決算を監事の審査に付し、その報告書を添付し、理事会の承認を求める。

令和元年7月30日提出

春日井市土地開発公社

理事長 伊藤 太

I 春日井市土地開発公社事業報告書

No.	用地名	期首残高		当期中	
		面積 (㎡)	金額 (円)	面積 (㎡)	金額 (円)
1	勝川駅周辺関連整備用地	2,579.11	705,781,593	0.00	410,435
2	出川地区公共用地	1,737.00	232,950,875	0.00	83,696
3	インター周辺整備関連用地	12,369.50	893,058,949	0.00	1,670,276
4	市道用地	16,084.18	726,790,829	0.00	1,162,418
5	ふるさとの川整備用地	398.81	86,810,989	0.00	53,072
6	ふれあい緑道用地	1,195.13	137,691,453	0.00	173,711
7	春日井小学校拡張用地	4,376.00	322,205,482	0.00	862,842
8	少年自然の家用地	8,353.00	388,756,265	0.00	163,098
9	福祉の里用地	12,443.08	575,210,905	957.00	1,593,571
10	市営住宅用地	1,207.36	148,623,118	0.00	83,682
11	市民球場用地	6,013.00	77,708,600	0.00	29,241
12	下水道関連用地	19,800.00	264,015,734	0.00	74,406
13	南部浄化センター拡張用地	7,978.13	1,077,272,697	0.00	939,876
14	春日井駅前駐輪場用地	541.00	28,783,038	0.00	233,806
15	工場関連用地	1,725.59	59,618,481	0.00	26,154
16	松河戸調整池整備用地	6,000.83	895,615,296	0.00	752,687
17	旧市民病院関連用地	4,237.47	995,921,884	0.00	532,236
18	その他	37,931.85	3,386,169,926	0.00	6,012,604
合計		144,971.04	11,002,986,114	957.00	14,857,811

增 減		期 末 残 高		備 考
減				
面 積 (㎡)	金 額 (円)	面 積 (㎡)	金 額 (円)	
1,398.94	147,966,846	1,180.17	558,225,182	
1,737.00	233,034,571	0.00	0	
0.00	0	12,369.50	894,729,225	
945.14	86,758,086	15,139.04	641,195,161	
0.00	0	398.81	86,864,061	
0.00	0	1,195.13	137,865,164	
0.00	0	4,376.00	323,068,324	
0.00	0	8,353.00	388,919,363	
1.45	0	13,398.63	576,804,476	
0.00	0	1,207.36	148,706,800	
0.00	0	6,013.00	77,737,841	
0.00	0	19,800.00	264,090,140	
0.00	0	7,978.13	1,078,212,573	
0.00	0	541.00	29,016,844	
0.00	0	1,725.59	59,644,635	
6,000.83	896,367,983	0.00	0	
0.00	0	4,237.47	996,454,120	
2,922.61	476,036,886	35,009.24	2,916,145,644	
13,005.97	1,840,164,372	132,922.07	9,177,679,553	

Ⅱ 平成30年度 春日井市土地開発公社損益計算書  
 (平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)

(単位：円)

1 事業収益		
(1) 公有地取得事業収益	1,828,167,532	
(2) 補助金等収益	0	
(3) 附帯等事業収益	<u>19,289,681</u>	1,847,457,213
2 事業原価		
(1) 公有地取得事業原価	<u>1,840,164,372</u>	<u>1,840,164,372</u>
事業総利益		7,292,841
3 販売費及び一般管理費		
(1) 販売費及び一般管理費		<u>7,293,841</u>
事業損失		1,000
4 事業外収益		
(1) 受取利息	1,000	<u>1,000</u>
当期純利益		<u>0</u>
前期繰越準備金		<u>832,967</u>
当年度未処分利益剰余金		<u>832,967</u>

Ⅲ 平成30年度 春日井市土地開発公社貸借対照表  
(平成31年 3月31日)

(単位：円)

資 産 の 部

1 流動資産

(1) 現金及び預金 11,577,961

(2) 公有用地 9,177,679,553

流動資産合計 9,189,257,514

2 固定資産

(1) 有形固定資産

ア 保有地 49,870,122

固定資産合計 49,870,122

資 産 合 計 9,239,127,636

負債の部

1	流動負債	
	(1) 前受金	2,413,490,879
	(2) 短期預り金	<u>1,115</u>
	流動負債合計	2,413,491,994
2	固定負債	
	(1) 長期借入金	<u>6,764,465,298</u>
	固定負債合計	<u>6,764,465,298</u>
	負債合計	<u>9,177,957,292</u>

資本の部

1	資本金	
	(1) 基本財産	<u>10,000,000</u>
	資本金合計	10,000,000
2	剰余金	
	(1) 受贈財産評価額	<u>50,337,377</u>
	剰余金合計	50,337,377
3	準備金	
	(1) 前期繰越準備金	832,967
	(2) 当期純利益	<u>0</u>
	準備金合計	<u>832,967</u>
	資本合計	<u>61,170,344</u>
	負債・資本合計	<u>9,239,127,636</u>

(注) たな卸資産の評価基準及び評価方法  
 公有用地・・・個別法による原価法によっています。



IV 平成30年度 春日井市土地開発公社キャッシュ・フロー計算書  
 (平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)

(単位：円)

1	事業活動によるキャッシュ・フロー		
	公有地取得事業収入	1,442,149,852	
	補助金等収益	7,527,811	
	その他の事業収入	19,570,301	
	人件費支出	△ 87,600	
	その他の事業支出	<u>△ 14,540,442</u>	
	小計		1,454,619,922
	利息の受取額		1,000
	利息の支払額		<u>△ 7,527,811</u>
	事業活動によるキャッシュ・フロー合計		1,447,093,111
2	投資活動によるキャッシュ・フロー		
	該当なし		
3	財務活動によるキャッシュ・フロー		
	長期借入金による収入	2,520,735,686	
	長期借入金の返済による支出	<u>△ 3,967,552,378</u>	
	財務活動によるキャッシュ・フロー合計		△ 1,446,816,692
4	現金及び現金同等物増減額		276,419
5	現金及び現金同等物期首残高		<u>11,301,542</u>
6	現金及び現金同等物期末残高		<u>11,577,961</u>

V 平成30年度 春日井市土地開発公社財産目録  
(平成31年3月31日)

資 産 の 部

(単位：円)

1 流動資産

(1) 現金及び預金

ア 普通預金 1,577,961

預金先 (株) 大垣共立銀行春日井支店

イ 定期預金 10,000,000

預金先 (株) 大垣共立銀行春日井支店

現金及び預金合計 11,577,961

(2) 公有用地 9,177,679,553 9,189,257,514

2 固定資産

(1) 有形固定資産

ア 保有地 49,870,122 49,870,122 49,870,122

内 訳

区 分	面 積 (㎡)	金 額 (円)	備 考
熊野町字野崎	474	9,989,016	
小牧市大字大草字深洞	1,259	4,364,522	
大泉寺町字大池下	1,169	1,540,203	
石尾台6丁目	771	5,290,797	
玉野町字宮ノ越	398	28,685,584	
計	4,071	49,870,122	

資産の部合計 9,239,127,636

負債の部

1 流動負債

(1) 前受金	2,413,490,879	
(2) 短期預り金	<u>1,115</u>	2,413,491,994

2 固定負債

(1) 長期借入金	<u>6,764,465,298</u>	<u>6,764,465,298</u>
-----------	----------------------	----------------------

借入先	期首残高	当期中増減		期末残高
		増(借入金)	減(償還金)	
大垣共立銀行 春日井支店	8,211,281,990	2,520,735,686	3,967,552,378	6,764,465,298

負債の部合計 9,177,957,292

正味財産 61,170,344

令和元年5月29日

春日井市土地開発公社  
理事長 伊藤 太 様

監 事 洞 口 英 次 

監 事 梶 田 岳 宏 

平成30年度決算について監査報告

平成30年度の春日井市土地開発公社の「決算に関する財務諸表」及び  
関係諸帳簿を監査した結果、いずれも正確かつ適正なものと認めましたの  
で、ここに報告します。

第6号議案

春日井市土地開発公社情報公開規程の一部を改正する規程について

春日井市土地開発公社情報公開規程の一部を改正する規程を次のように定めるものとする。

令和元年7月30日提出

春日井市土地開発公社

理事長 伊 藤 太

## 春日井市土地開発公社情報公開規程の一部を改正する規程

春日井市土地開発公社情報公開規程（平成13年10月1日施行）の一部を次のように改正する。

第7条第2号「記述等」の次に「(文書、図面若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。)」を加える。

第16条の見出しを「(開示手数料等)」に改め、同条中「当該写しの作成及び送付に要する費用を負担するものとする」を「別表に定める額の開示手数料（以下「手数料」という。）を納付しなければならない」に改め、同条に次の4項を加える。

- 2 文書の写しの送付を受けるものは、送付に要する費用を納付しなければならない。
- 3 前2項に定める手数料及び費用は、第10条第1項の書面を受領した時から第14条の規定による開示の実施の前までの理事長が指定する日までに納付しなければならない。
- 4 既に徴収した手数料は、還付しない。ただし、理事長が特別の事情があると認める場合は、その全部又は一部を還付することができる。
- 5 理事長は、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に基づく生活扶助その他の保護を受けている者その他特別の事情があると認める者に対しては、理事長が定める限度において手数料を減免することができる。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第16条関係）

種別	開示の実施の方法	手数料の額
1 文書又は図面（次項又は第	(1) 閲覧	100枚以内 100円

3 項に該当するものを除く。)			100枚超 100円に100枚を超える枚数1枚につき5円を加えた額
	(2) 複写機により複写したものの交付	一色刷り	前号の手数料の額に、1枚につき10円を加えた額
		多色刷り	前号の手数料の額に、1枚につき50円を加えた額
2 マイクロフィルム	(1) 用紙に印刷したものの閲覧		100枚以内 100円
			100枚超 100円に100枚を超える枚数1枚につき5円を加えた額
	(2) 用紙に印刷したものの交付		前号の手数料の額に、1枚につき10円を加えた額
3 写真フィルム	(1) 用紙に印刷したものの閲覧		100枚以内 100円
			100枚超 100円に100枚を超える枚数1枚につき5円を加えた額
	(2) 用紙に印刷したものの交付		前号の手数料の額に、1枚につき50円を加えた額
4 録音テープ又は録音ディスク	(1) 専用機器により再生したものの聴取		1巻又は1枚につき100円
	(2) 録音テープに複写したものの交付		前号の手数料の額に、1巻につき160円を加えた額
5 ビデオテープ又はビデオディスク	(1) 専用機器により再生したものの視聴		1巻又は1枚につき100円
	(2) ビデオテープに複写したものの交付		前号の手数料の額に、1巻につき250円を加えた額
6 電磁的記録 (第4項又は第5項に該当するものを除く。)	(1) 用紙に出力したものの閲覧		100枚以内 100円
			100枚超 100円に100枚を超える枚数1枚につき5円を加えた額
	(2) 専用機器により再生したものの聴取又は視聴		1ファイルにつき100円
	(3) 用紙に出力したものの交付	一色刷り	第1号の手数料の額に、1枚につき10円を加えた額
		多色刷り	第1号の手数料の額に、1枚

	り	につき50円を加えた額
	(4) 光ディスク（日本産業規格 X0606及び X6281又は X6241に適合する直径120ミリメートルの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	第1号又は第2号の手数料の額に、1枚につき100円を加えた額

#### 備考

- 1 この表第1項から第3項まで又は第6項の場合における手数料の額の算定の基礎となる開示に用いる用紙の枚数は、月の初日から末日までの間において当該開示申出者が全ての実施機関に対して行った開示申出に係る同表第1項から第3項まで及び第6項の用紙の枚数を合算した枚数とする。
- 2 この表第1項から第3項まで又は第6項の場合において、開示に用いる用紙はA3版以下の大きさのものに限ることとし、用紙の両面に印刷するときは、片面を1枚として手数料の額を算定する。
- 3 この表第4項又は第5項の場合において複写したものとして交付する録音テープ又はビデオテープは記録時間120分のものに、第6項の場合において複写したものとして交付する光ディスクは記録容量700メガバイト（日本産業規格 X0606及び X6281に適合するものに限る。）又は4.7ギガバイト（日本産業規格 X6241に適合するものに限る。）のものに限る。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この規程は、令和元年8月1日から施行する。

##### (経過措置)



2 改正後の春日井市土地開発公社情報公開規程の規定は、令和元年8月1日以降に行われた文書の開示請求について適用し、同日前に行われた文書の開示請求については、なお従前の例による。

第7号議案

春日井市土地開発公社個人情報保護規程の一部を改正する規程に  
ついて

春日井市土地開発公社個人情報保護規程の一部を改正する規程を次のように  
定めるものとする。

令和元年7月30日提出

春日井市土地開発公社

理事長 伊 藤 太

## 春日井市土地開発公社個人情報保護規程の一部を改正する規程

春日井市土地開発公社個人情報保護規程（平成15年4月1日施行）の一部を次のように改正する。

第2条第1号を次のように改める。

(1) 個人情報 個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図面若しくは電磁的記録（公社情報公開規程（平成13年公社規程第2号）第2条に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

イ 個人識別符号が含まれるもの

第2条中第6号を第8号とし、第3号から第5号までを2号ずつ繰り下げ、同条第2号中「(平成13年公社規程第2号)」を削り、同号を同条第4号とし、同条第1号の次に次の2号を加える。

(2) 個人識別符号 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。次号において「行政機関個人情報保護法」という。）第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。

(3) 要配慮個人情報 行政機関個人情報保護法第2条第4項に規定する要配慮個人情報をいう。

第6条中「電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録（以下「電磁的記録」という。）」を「電磁的記録」に改める。

第7条中「公社は」の次に「、要配慮個人情報のうち」を加える。

第14条第2項中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 個人情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨

第15条第2項中「(未成年者又は成年被後見人の) 法定代理人」の次に「(保有特定個人情報にあつては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人。以下この章において同じ。)」を加える。

第16条の見出しを「(開示申出の手続)」に改める。

第17条第3号中「含む。)」の次に「若しくは個人識別符号が含まれるもの」を加える。

第18条第2項中「記述等」の次に「及び個人識別符号」を加える。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この規程は、令和元年8月1日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この規程の施行の際現に行われている第2条の規定による改正前の春日井市土地開発公社個人情報保護規程第14条第1項の個人情報取扱事務であつて、第2条の規定による改正後の春日井市土地開発公社個人情報保護規程(次項において「改正後の個人情報保護規程」という。)第14条第2項第6号に掲げる事項を含むものについては、同行中「を開始しようとするときは、あらかじめ、次に」とあるのは、「については、令和元年11月30日までに、第6号に」と読み替えて、同項の規定を適用する。
- 3 改正後の個人情報保護規程第17条及び第18条の規定は、この規程の施行の日以後に行われる保有個人情報の開示申出について適用し、同日前に行われた保有個人情報の開示申出については、なお従前の例による。